

注は、青海皇女の亦名をかくも申すことにはあらず、是は一説を擧たるにて、かの押羽皇子の御子なる飯豊皇女を、履中天皇の御子にて、此青海皇女のこころなりとする説もあるよしなり、其一説は即此記の傳と同一きなり、

〔扶桑略記^二〕飯豊天皇、市邊押磐皇子女、去來穗天皇^中履孫母黃姬也、甲子歲春二月生、年四十五即位、顯宗天皇、仁賢天皇、兄弟相讓、不即皇位、仍以其姉豐青姬、令乘天下之政矣、^中此天皇不載諸皇之系圖、但和銅五年上奏日本紀載之、仍註傳之、諸本有無不同也、

〔水鏡^上〕飯豊^上つぎのみかど飯豊天皇と申き、これは女帝におはします、履中天皇のみこに、押羽皇子と申て、黑媛の御はらに王子おはしき、その御むすめなり、御母黃媛なり、甲子のとし二月に位につき給ふ、御とし四十五、このみかどの御をとふたり、かたみに位をゆづりてつき給はざりしほどに、御いもうとを位につけてまつり給へりしなり、さて程なく其年のうち、十一月にうせ給ひしかば、此みかどをば系圖などにもいれたてまつらぬとかやぞうけたまはる、されども日本紀にはいれたてまつりて侍るなれば、次第を申侍るなり、

〔皇年代略記^{清寧}〕太子億計、皇子弘計、弟相讓共謙退、^{飯豊天皇即位事、見日本紀之由、扶桑略記、乘政、自稱忍海飯豊青尊云々、全以无即位之所見、令參差也、此記者堅固、門之抄物、有參差事、不可引用之、由先賢示之者也、}

〔神皇正統記^{顯宗}〕御兄仁賢まづ位につき給べかりしを、相共にゆづりまし、かば同母の御姉飯豊尊、まばらく位に居給ひき、されどやがて顯宗さだまりまし、しによりて、飯豊天皇をば、日嗣にはかぞへ奉らぬなり、

再祚

〔運歩色葉集^三〕再祚、天子再即位之事

〔下學集^下〕重祚、再祚、共謂天子之

〔日本書紀^{二十六}〕天豐財重日足姬天皇、^皇初適於橘豐日天皇、^明之孫高向王而生、漢皇子後適於息長足日廣額天皇、^明而生二男一女、二年立爲皇后、^中十三年十月、息長足日廣額天皇崩、明